

令和元年塩尻市議会 6月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和元年6月21日(金) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第8号 市道路線の認定について

議案第9号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出8款土木費

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	永井 泰仁 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	牧野 直樹 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局次長	赤津 廣子 君	議事総務係主事	小林 貴裕 君
-------	---------	---------	---------

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。若干早いですが、全員おそろいのようにありますので、ただいまから6月定例会産業建設委員会を開会をいたします。きょうは委員全員が出席をしております。

この際申し上げます。審査に関する発言につきましては、委員、職員ともに全てマイクを使用していただきますようお願いをいたします。

それでは、審査に入ります前に、理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。委員会をお開きいただきまして大変ありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げますとさせていただきます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表の

とおりであります。本日の日程について副委員長から御説明をいたします。

○副委員長 おはようございます。それでは、私のほうから本日の日程を御説明申し上げます。午前中に議案の審査を行います。また委員会終了後につきましては、昼食を挟んで視察を行います。出発は午後1時10分を予定しておりますので、庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いいたします。視察場所は、歯科大東交差点の視察後、九里巾交差点、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業都市計画道路整備箇所、木質バイオマス発電所、最後に堅石段丘林を視察する予定となっております。市役所へはおおむね午後3時35分ごろの到着を予定しております。なお懇親会は、午後5時45分から中信会館の2階にて行いますので、よろしく願いをいたします。説明は以上です。

○委員長 それでは、審査に入ります。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のために、委員長の指名を受けた者のみの発言とさせていただきます。また、発言に際しては必ずマイクを使用していただくようお願いいたします。

議案第8号 市道路線の認定について

○委員長 議案第8号市道路線の認定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○建設課長 それでは、議案第8号市道路線の認定について御説明をいたします。議案関係資料21ページをお開きください。

提案理由ですが、市道の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業と一体的に整備する都市計画道路高原通線について認定するものでございます。路線番号につきましては2339、路線名につきましては野村桔梗ヶ原2号線でございます。

次のページをごらんください。野村桔梗ヶ原区画整理事業として計画している事業地内でございます。国道19号九里巾交差点を東300メートルほど入ったところにあります。前のページに戻っていただきまして、路線延長は約350メートル、幅員は12メートルでございます。両側に2.5メートルの歩道、あと車道部が路肩も含めて7メートルでございます。社会資本整備総合交付金事業を導入して区画整理事業と一体的に道路整備を行うために認定させていただくものでございます。

参考といたしまして、今回認定させていただくことによりまして、市道路線の数は、521路線、総延長につきましては350メートルの増加の89万4,980メートルとなるものでございます。私からは以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○永井泰仁委員 高原通線の道路幅員の車道とか歩道とか、その構成内容について説明してください。

○建設課長 歩道が2.5メートル、これは両側につきます。その内側に50センチメートル、50センチメートルですが路肩部、車道部については3メートル、3メートル、合わせて12メートルとなるものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 これは当然補助整備と並行してできるようにということではありますが、この時点で市道認定を

するということのメリット、必要性をわかりやすく説明してください。

○都市計画課長 区画整理事業地内ということで、私のほうから御答弁させていただきます。この区画整理につきましては、現在市街化編入手続を令和3年の3月、令和2年度末を目標に現在県のほうで区域マスタープランの手続を進めているところでございます。実際の区画整理事業につきましては、組合設立以降に工事が始まるということで、この高原通線につきましては、来年度、令和2年度中に実施設計を前もって予定しておりますので、来年度補助金の採択申請をするために今の時点で市道認定をさせていただくといった形になりますのでよろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 今回は高原通線ですけど、東通線の延長後、こっちは市道認定しなくてもいいってことですか。

○都市計画課長 東通線につきましては昨年度市道認定をさせていただきまして、本年度、きょう現地を見ていただきます地区外の部分のところと地区内の部分につきましては実施設計をやっているという形になっておりますのでよろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 ちなみに今、現道がなくてまだ用地買収も終わっていないと思うんですけども、現状だと民地の中に認定された道路だけあるような形になるわけですよね。そうした場合に、損害賠償とかというものはどういうふうになるんでしょう。

○建設課長 ここにつきましては一応認定はされますけども、供用開始の告示とか供用開始をいたしませんので、道路区域が決定された後で道路の供用が開始されるまでの間においては土地における行為制限等が発生するのみで、そこを通行する車はございませんので、事故等は起きないという状況でございます。

○中村努委員 では、供用を開始するまで保険料も払わないということですね。

○建設課長 そういうことでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○牧野直樹委員 区画整理の図面ができていないのに道路だけ認定して、地権者と話が合わなければ区画整理の設計自体が変更になってくるっていうような場合はどうなりますか。道だけ先にやって、そのとおりにやれてこと。この中に東通線と今の市道が入ってくるっていうのを先に決定して、それから区画の設計をしていくっていうこと。

○都市計画課長 この区画整理地内におきましては、平成28年以降事業計画の設計を市のほうで発注しておりまして、そこでおおむね道路の道型ですとか、ある程度換地の計画図面ができておりますので、またこの2路線につきましては都市計画決定をしている道路でございますので、都市計画決定されている図面に基きまして中心線測量等を実施して道型が確定しているといったぐあいでございます。

○牧野直樹委員 それとこれ全体測量が終わって、この中の減歩率も全部決まってっていうことも、そうじゃないと幅の面積が出てこない。ということは、この区画を計画する中の区画の減歩率が全部決まって、地権者の同意も得てやっていかなきゃ道幅も確定できないし、そういうことでしょ。その辺はどうなっていますか。

○都市計画課長 先ほど申しましたとおり、計画図がある程度できておりまして、事業計画の段階で当然この区

画整理事業が成立するかしないか、当然減歩率ですとか、そういった部分の事業計画できないと、地権者の方が事業同意をするに当たって最終的に組合設立の同意をいただきますので、そういったものにつきましては昨年度から事業概要について組合員のほうに説明をしまして、今のこの計画図で進めるということで合意をいただいているところでございます。あと幅員等について、最終的には実際は組合設立以降に行います仮換地を基本に最終的な幅員ですとか、そういった土地の面積が決まっていますので、それ以降にきちんと市のほうもこの部分、市有地になりますので、公共管理者負担金という形で土地代を払っていきますし、その面積については仮換地で決まるといったぐあいで今のところ進めております。

○**牧野直樹委員** そうすると、組合設立がまだなされていない中で先にそうやって決定していった不安はない。

○**都市計画課長** 不安といいますか、あくまでもこの路線につきましては一般の新設にあける道路という意味合いよりも以前都市計画決定をして計画的に進めている道路ですので、もし区画整理ができないといったぐあいになれば、この道型自体は都市計画決定されている道路ですので、基本的には用地買収をして道をあけていくといったぐあいになるかと思えますけれども、その中でこの市道認定につきましては、これから事業を進めていく上で有利な補助金を得るために必ず必要なことだと考えておりますけれども。

○**牧野直樹委員** 何か手順がちょっと違うんじゃないかと思うんだけど、補助金だけの問題で先に道路認定してちょうだいというやつと、まだ組合も設立されていない中の区画整理組合の組合施工の区画整理で、その中で先に市道の幅をとっていくっていうのは、その辺がよくわからない。それでこれによってまた減歩率が今まで皆さんが地権者の方とお話ししたときと、当然計画はとりあえず地権者に話すだけの計画図であって、まだそんな大した計画図じゃないと思うんだよね。その中をもって市道で認定してくれていうのは、ちょっとおかしな、順序が違うんじゃないかなと私は思いますけど。そこらは自信があって出してくるわけでしょうね。

○**都市計画課長** あくまでもこの市道認定につきましては、当初から計画されています都市計画道路の幅員の12メートルという幅で今回市道認定をお願いをしているものでございます。実際は現場に入ると、当然その土地の基盤の高さ等々の都合によりまして若干12メートルの幅よりも広くなったりとかっていうことは当然出てくるかもしれませんが、それについてはあくまでも先ほど申した仮換地という換地の中できちんと必要幅員を設計をいたしまして、そこで面積を確定して市で用地代を払っていくといった形ですので、あくまでもこれは計画段階の12メートルで市道認定をお願いしているといったぐあいですので御理解いただきたいと思います。

○**牧野直樹委員** 市道の計画図どおりの12メートルはいいんだけど、高出の東通線も当初両側歩道で十何メートルの道路が片側歩道、狭くなっている。東通線がそのまま計画どおりのもので来るのか、変更されて来るのか、この12メートルっていうのを減歩率が高ければ変更して片側歩道だけでいいよって地権者が言うかもしれない。それはない。

○**建設事業部長** あくまでも課長が申しましたように都市計画決定された道路ですので、幅員を片側歩道にしてほしいと言われても、これは都市計画決定されている幅員ですので、これは変更できませんということです。

○**牧野直樹委員** ちょっと待って。じゃあ、高出の前にできた地区センターにできた都市計画道路、決定された幅員は幾つ。現在300メートルあいた幅員は幾つ。

○**都市計画課長** 高出の市営球場の部分につきましては都市計画の変更をかけておまして、当初東通線は、今施工されている吉田の部分は16メートルでなっておりますけれども、22ページの地図の角前記念公園と書い

であるこの交差点から南側については14メートルということで都市計画の変更をしておりますので、今回は14メートルで東通線、ここから南側については施工させていただいておるところでございます。

○**牧野直樹委員** だから今の説明は、都市計画道路にできていますっていう、そういう説明はないじゃん。当然変更もかかってくるわけでしょう。勝手に市で変更したでしょう。

○**都市計画課長** 勝手にということではなく、あくまでもその地区の説明会を変更前には開催しておりますし、それに基づいて都市計画審議会を開きまして合意形成をして御理解をいただき決定をしているといった手続は踏んでおりますので、市が勝手にということではございませんので、その辺は御了承願いたいと思います。

○**牧野直樹委員** 部長の言った答弁は、図面どおりの幅で行くって言っているから、変更はあり得る場合も出てくるかもしれない。当然変更したのだから、高出の都市計画道路、東の吉田から広い道路で両側歩道で来て、突然高出に来たら片側歩道って。都市計画審議会もやっているっていうけど、それじゃあ、そのとおりやればいい。さっきの部長の説明は、そういうことがあるから今は納得がいかない。わかる。聞いているほうは、そういう説明はうんと不快だよ。部長がみずから立ってそういう説明をしたらいかん。

○**副市長** 委員さん言っている意味もわからないことはないですけども、正当な手続を経て過去の都市計画道路を変更して14メートルにしているわけですよ。現況は14メートルの道路として都市計画決定をしているわけですから、これは今の段階で都市計画決定どおりの幅員をもって市道として認定をさせていただきたい、こういうことでございますので、都市計画決定していなきゃ、区画整理をやって区画整理で生み出されたものを市道認定していくっていうのが正当なやり方だと思いますけれども、少なくとも都市計画決定をされているわけですから、それに従って市道認定をさせていただきたい。理由はさっき申し上げたとおり、実際に実施設計に入るわけでございますので、もう事業化をされていくというのが前提でございます。したがって、もしそれで最終的な形が変更であれば、再び市道認定の変更をかけていくと、こういう手続でございます。よろしくお願ひします。

○**牧野直樹委員** そちらで言うのはよくわかるんだけど、まだ区画整理も始まっていない、仮換地も行われていない、どのくらいの面積があるかわからないその地区に持ってきて、既に実施測量して、多分1回目はやっていると思うんだけど、その中の面積が変更になったりして行って、そのうちに地権者がこの道路が14メートルのために減歩率が高くなっちゃった、そんなような話になってくると、この中に都市計画道路が今のいう高原道路、市道認定と東通線が入ってきて同じ幅で行くっていうと、減歩率がどのくらいになるかって、はっきり出していないと地権者は不安じゃないだ。組合だからね。行政がやる区画整理と違うんで。その辺が地権者がこれから話し合っていたときに、もっと今の計画の減歩率が40%としたら、それが45%になるととか、そうなったときにどういう説明をしていく。

○**副市長** 都市計画決定をした街路が先にあるわけですよ。そのための手段として区画整理事業があると。交換金で当然それは精算をすべき率だもんですから、14メートルで都市計画決定をしていけば、区画整理で例えば11メートルにしてくれると言っても、それは私どもとしては都市計画決定どおりの街路をあげてください、それだけの交換金は差上げますから、こういうことでございます。

○**牧野直樹委員** それはいい。でも、この区画整理は地権者が主になって組合を設立して区画整理をやりますという話なわけですよ。あくまで行政が14メートルの都市計画道路を交換分合でもらって都市計画道路をつくるんだよ、とはまたちょっと意味合いが違ってくる。都市計画決定しているからその中につくりますよっていう

のはそれはいい。それは当然のことであって。だけど地権者がそれはノーですって言われたら、組合だからね。

○副市長 それで、その計画をもって同意を今とっているところですよ。90%近い同意をいただいて、都市計画決定をされた街路をもって幹線道路としていきますよ、その分の現場はこれこれこういうことですよ、交換金はこれこれこういうことで差上げますよ、こういうお話しをさせて同意をいただいていますので、それに基づいて事業が推進をされていく。どこで11メートルにするとか、10メートルにするとかってこういうことの議論は今のところありませんので、私どもは事業推進をしていくという立場から実施設計に入るラインで、したがって市道として認定してください、こういうお願いでございます。

○牧野直樹委員 これ以上やってもお互いに納得するまでっていうと時間がかかるんで、何もできていないものを市道認定してくれてと言われても、確かにそういう計画でつくるって言ってやむを得ない、こっちで認めてそれがまた変更になったら変更を出せばいいんだけど、とりあえずこれをお願いしますっていう、こういうことだね。

○副市長 そういうことです。

○牧野直樹委員 あんまり納得しないが、しょうがない。もうちょっとやりたいけど、いいわ。後でまたやる。

○委員長 牧野委員、よろしいですか。

そのほかにございましたら。

○古畑秀夫委員 ここのところは直接関係ないんだけど、ここへいわゆる工業団地つくるということですが、この地図でいうとどの辺のところか工業団地として予定しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 ちょっと口でなかなか説明するのも難しいので、午後の現地調査のときの資料で地図をつくってありますので、その資料を今持ってきてお渡ししますので、しばらく時間をいただいてよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか。ではそのように手配をお願いいたします。ほかに。

よろしいですか。それでは、ほかにありませんので自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決をいたします。議案第8号市道路線の認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出8款土木費

○委員長 議案第9号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出8款土木費を議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、説明に入る前に資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○委員長 許可します。

○建設課長 それでは、議案第9号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）を御説明をいたします。予算書の15、16ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費15節工事請負費備考欄をお願いいたします。白丸の生活道路整備事業、黒ポツの市道新設改良工事を3,000万円の補正をするものでございます。今お配りいたしました資料にありますとおり、対象路線は市道芝茶屋古戦場線ほか9路線となっております。延長につきましては約750メートル、舗装面積については2,610メートルを行うものでございます。例年、冬の寒さによりまして凍上、舗装が持ち上がったたり、また舗装にしみ込んだ水が凍結し、春にしみが緩みまして路面が破損している箇所が多数あることから、その対応のために増額をさせていただくものでございます。工事につきましては、予算要求をした時点では路盤材入れかえをいたします。表層が4センチ、上層10センチ、下層30センチの構成として予算要求をしてございまして、平米当たり1万1,500円の積算となっております。私からは以上でございます。

○都市計画課長 続きまして、私からはその下、4款都市計画費5目区画整備事業費につきまして御説明を申し上げます。右の欄白丸、塩尻駅北土地区画整理事業の工事請負費589万6,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金、国の補助金になりますけれども、この内示額が当初予算と比較しまして増額となったため、駅北土地区画整理事業の進捗を図る目的で増額補正をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○建築住宅課長 続きまして、5項住宅費2目建築指導費説明欄の白丸、県産木材住宅普及促進事業、黒ポツ、県産木材住宅普及促進事業補助金1,000万円についてお願いいたします。本事業は、地域資源である県産木材の利活用及び子育て世代の本市への移住または定住の促進を図るため、県産木材を活用して住宅を新築または改修する者に対して、新築については最大150万円、改修については最大30万円を限度に補助金を交付するもので、昨年度から開始した事業です。4月当初より補助金の交付申請を多数いただき、当初申し込み分で新築15件、補助金交付申請総額が2,190万円となり、今年度の当初予算2,000万円を満したため、一部は流用して当初に申請していただいた方全員を補助対象者として採択いたしました。現在は予算額を充足しているため、補助申請の受付を停止している状況です。現在までに窓口において申請相談を5件、電話での問い合わせを2件いただいております。昨年引き続き補助事業に対する反響が大きいことから、今回一部流用している分と、窓口等で相談のあった新築5件、改修2件に相当する1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、今回の事業の財源として、国庫支出金である社会資本整備総合交付金で、内示をいただいた534万2,000円を歳入の補正予算として計上し充当するものでございます。以上が、議案第9号令和元年度塩尻市一般会計補正予算第2号の説明となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 それでは質疑に入ります。委員より御質問、御意見ございましたら。

○中村努委員 道路の新設改良工事の3,000万円の財源なんですけれども、資料も出していただきましたが、これで十分だとも思わないし、かといってこの3,000万円という大きい財源だと思うんで、これ、どうやって捻出したのか教えてください。

○建設課長 捻出と言いますか財源につきましては、一般財源を活用させていただいておりますので、特に何かひものついたものとか起債とかっていうものではございません。財政課と協議し、査定を受けて3,000万円

としたものでございます。

○中村努委員 決算見込みが出て3,000万円くらいならいい、出せるというような感じで予算化されたのかなというふうに見えるんですけど、どうなんですか。

○建設課長 補正したものは、区長とか市民の方から、こういう路面が傷んでいるということで現場を調査をいたしまして、当初3,000万円の当初予算はありましたけども、それでは対応ができないので3,000万円増額をさせていただいたということでございます。

○中村努委員 当然足りないということで、本会議でも質問があつて1億円くらい盛って、もうちょっとスピードアップしてやったほうがいいんじゃないかという意見もあつたんで、できればこういう毎年の財源の生み出し方というのをしっかりやっていただいて、予算が回るような形でぜひお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか、答弁は。ほかに。

○永井泰仁委員 この住宅費の関係で、実質1,000万円増額で、ここで上がっているんですが、希望者が多いということはわかりますが、今後この県産材の住宅普及促進補助事業として補助事業として制度化して、今何年目ですか。

○住宅建築課長 ことしで2年目になります。

○永井泰仁委員 そうすると今後、申請に対して全部応じていくのか、ある程度の補助金を出していく枠を定めていくか、大体補助事業といっても3年間くらいは同じような内容で進めていくと思うんですが、今後、その辺の補助金の補助事業をどのような枠の考え方で進めていくのか。

○住宅建築課長 おっしゃるとおりに、財源がないことには事業できないものですから、この事業につきましては一応5年という事業時限持っています。事業の中で、この財源につきましては基本的に交付金とふるさと納税を原資にする森林環境保全基金繰入金を財源として充てている関係で、一応5年間で繰入金につきましては1億円ということで計画しておりますので、昨年とことしで基金のほうは約4,500万円くらい使っている関係で、残り3年間で1億円から残りの基金で賄っていかなれないという中で、このままのペースで行くと当然のことながら足りないという中で、今年度は制度改正はしないんですけど、来年度の事業に関しては、補助金の上限の見直し等の検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○永井泰仁委員 今、5年間という、期限ははっきりしているということでありまして、この補助事業の上限をいろいろ精査をして、あんまり今度少額で抑えてもせっかくの補助金の効果がなくなるしね、さりとて財源どんどんいいよというわけにもいかないと思うんで、その辺の適正なラインをよく検討していただいて、健全な運営に尽力してほしいと思います。要望でいいです。

○委員長 要望でよろしいですか。

○永井泰仁委員 はい。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 今の県産木材の住宅ですけども、当初予算で足りなくて待っていただいている方もいるという御説明でしたけれども、中には消費税10%上がる前に家を建てたいという方もいらっしゃると思うんですが、この遅れたお金で何か影響が出ているような方というのは聞きますか。

○住宅建設課長 窓口の問い合わせとか電話の問い合わせの中では、特にそういったことに当たる声はお聞きし

てはいないです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、ありませんので自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号令和元年度塩尻市一般会計補正予算第2号中、歳出8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案についての審査は以上であります。

○都市計画課長 先ほどの答弁の中で、野村桔梗ヶ丘地区の区画整理の図面のほう、資料を用意させていただきましたのでお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 許可いたします。

○都市計画課長 先ほど古畑委員のほうの資料ですけれども、お手元にお配りしたA4の紙を1枚めくっていただいて、その下の部分、黄色と青とオレンジと緑との、この色塗りをしてある部分が、今回野村桔梗ヶ原地区の区画整理事業の一応エリアとなっておりますので、お願いをいたします。以上です。

○委員長 午後の視察で現地へ行きますので、そのときに現場で具体的に説明をしていただくということでよろしいでしょうか。古畑委員、よろしいでしょうか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 それでは一応これで終了ですが、行政側から何かありましたら。

閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。本委員会所管の各事業部、大変重要な案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げるものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ただいまの継続審査につきまして申し出がございましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審議をいただきまして、提案を申しあげました議案につきまして、それぞれ御承認をいただきました。大変ありがとうございました。なお、御審議の中でいただいた御意見、御要望に対しましては、今後の行政の中でしっかりと生かしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。大変ありがとうございました。

○委員長 御苦労さまでした。以上をもちまして、6月定例会産業建設委員会を閉会といたします。

午前10時45分 閉会

令和元年6月21日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印